

〈参考資料〉

学校におけるインフルエンザ出席停止期間

- 学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。（学校保健安全法施行規則第19条）
なお、発症当日、解熱当日を0日目として計算します。
最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。
- 発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。
- 解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

症 状		発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例 1	発症後 1日目に解熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可		
例 2	発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可		
例 3	発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
例 4	発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
例 5	発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次変更されますが、発症後5日目を経過して解熱しない場合は、追加の検査が必要かもしれませんので三宅村中央診療所に連絡ください。